

茂原市協働提案事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年9月14日

茂原市長 田中豊彦

茂原市告示第92号

茂原市協働提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱(平成28年茂原市告示第95号)第3条第2項の規定により認定した市民活動団体(以下「市民活動団体」という。)が地域の課題の解決を図るため、市との協働により実施する事業(以下「協働提案事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内において茂原市補助金等交付規則(昭和60年茂原市規則第34号)及びこの要綱に基づき、市民活動団体に補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる協働提案事業(以下「補助対象事業」という。)は、市が提示する課題に対して、市民活動団体が具体的な事業の実施方法を提案し、市民活動団体と市が協働で実施する事業又は市民活動団体が公益的な事業の実施方法を市に提案し、市民活動団体と市が協働で実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 他の助成制度等に基づき、補助を受けている事業
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費
- (2) 団体の構成員等の親睦に要する飲食費
- (3) 取得単価が5万円を超える物品購入費
- (4) 視察研修に要する経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の限度額等)

第4条 補助金の額は、年額10万円以内とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の交付の申請は、同一事業につき、3回まで行うことができるものとする。

3 補助金の交付は、一の年度において一の市民活動団体につき1回に限るものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

協働提案事業の手引き



茂原市役所市民部生活課

目次

1. はじめに	2
2. 協働提案事業とは	2
3. 協働提案事業の種別	2
(1) 行政提案型	2
(2) 団体提案型	3
4. 協働提案事業の期間	3
5. 協働提案事業補助金の交付	3
6. 提案団体の要件	3
7. 提案の手順	4
(1) 事前相談	4
(2) 協働提案事業提案書の提出	4
(3) 書類審査及び公開プレゼンテーション（提案発表会）	4
(4) 事業の採択・不採択通知	4
(5) 事業実施に向けた協議	4
(6) 事業の実施とふりかえり	5
8. 協働提案事業 Q&A	5
Q1.なぜ、協働提案事業を実施する必要があるのですか？	5
Q2.提案団体には、どのようなメリットがあるのですか？	5
Q3.市民活動団体補助金と協働提案事業補助金の違いはなんですか？	5
Q4.市民活動団体補助金と協働提案事業補助金を両方とも交付してもらうことはできますか？	5
Q5.どんな事業を提案できるのですか？	6
Q6.提案すれば、すべて実施できるのですか？	6
Q7.市民活動団体又は市が直接実施した方が早いのではないですか？	6
Q8.協働提案事業を利用しなければ、市に提案できないのですか？	6
Q9.どうすれば協働提案事業に採択されるような企画書やプレゼンテーションをすることができますか？	6

1. はじめに

茂原市では、平成 28 年 4 月 1 日から「茂原市まちづくり条例」を施行しました。

まちづくり条例では、まちづくりの基本原則を「情報の共有、参加、協働」と定め、市民参加・市民協働のまちづくりを進めていくこととしています。

少子高齢化、高度情報化、国際化など、市民生活を取り巻く環境は大きく変動し、地方自治体には多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対処することが求められる一方、経済成長の鈍化に伴い、高度成長期に成り立っていた「税負担・サービス分配」という仕組みが歳出抑制を困難にしているというのが実情です。

このような中、これまでは「公共の領域の問題」ととらえられていたさまざまな分野に市民、民間事業者、非営利団体、ボランティアなど多様な主体が自発的に取り組み、主体的な「担い手」となる動きが見られます。

協働提案事業は、市民活動団体が有している独創的なアイデアや豊富な経験・ノウハウを活かして、より効果的に事業を実施し、地域の課題の解決を目指すものです。

2. 協働提案事業とは

協働提案事業とは、市民活動団体と市が、地域の公共的課題を解決するため、十分に協議を重ね、相互理解を深め、役割や責任の分担、連携や協力のあり方を見出し、互いの自主性及び自立性を尊重しながら取り組む事業です。

協働提案事業は、地域の公共的課題の解決を目指して行われる事業であり、営利を目的とした事業の提案はできません。

また、市民活動団体と市が、役割と責任を分担し、連携・協力して実施するものであり、市への一方的な提案や特定の団体に対する単なる支援は、この協働提案事業になじみません。

3. 協働提案事業の種別

(1) 行政提案型

市があらかじめ設定したテーマに基づき、市民活動団体が提案する事業です。

市が解決を目指す行政課題について、市民活動団体のアイデアや経験、ノウハウを活かして協働で取り組むことにより、行政が単独で取り組むよりも効果が高い事業の実施を目指します。

(2) 団体提案型

市民活動団体が自らテーマを設定し、提案する事業です。

市民活動団体が解決を目指す地域の公共的課題について、行政と協働で取り組むことにより、市民活動団体が単独で取り組むよりも効果が高い事業の実施を目指します。

4. 協働提案事業の期間

当該年度中（4月1日～翌年3月31日までの間）に実施され、完了される事業を募集します。

5. 協働提案事業補助金の交付

協働提案事業として採択を受けた事業に要する経費の一部を補助するため、協働提案事業補助金が交付されます。

ただし、次の事業は補助の対象となりません。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 他の助成制度等に基づき、補助を受けている事業
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

6. 提案団体の要件

協働提案事業は、「茂原市市民活動団体の認定等に関する要綱」に基づいて認定を受けている団体です。

市民活動団体とは、地域の様々な公共的課題を解決するため、自主的・主体的に公益性の高いまちづくりを行う団体のことを指します。

市民活動団体として認定を受けられる団体は、以下の要件を満たしている団体とします。

- (1) 市内に活動の拠点を置き、市民活動に取り組もうとする団体又は既に市内に活動の拠点を有し、市民活動に取り組んでいる団体
- (2) 構成員が3人以上で、その過半数が市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人で構成されている団体
- (3) 会則、事業計画、予算及び決算を示すことができる団体
- (4) 利潤の追求をする活動、宗教・政治的活動、暴力団員が関与する活動、市民活動に資するものと認められない活動を行わない団体

7. 提案の手順

(1) 事前相談

協働提案事業を検討している市民活動団体（以下「提案団体」と表記。）は、事前に「市民活動支援のための窓口」（市役所 2 階生活課内）にご相談ください。

「市民活動支援のための窓口」において、事業の実現可能性の検討や協働の相手方となる行政部局への相談などを実施します。

(2) 協働提案事業提案書の提出

提案団体は、「茂原市協働提案事業提案書」（以下「提案書」と表記。）を指定された期日までに生活課へ提出します。

提案書には、必要な書類（事業計画書、提案者名簿等）を添付します。

(3) 書類審査及び公開プレゼンテーション（提案発表会）

提案団体から提出された書類について、書類審査を行い、続いて一般市民も出席可能な公開プレゼンテーション（提案発表会）を実施します。

審査の観点は、「協働」、「公益性」、「必要性」、「実現性」、「専門性」、「継続性」、「発展性」、「訴求性」の 8 種類 12 項目です。

審査の際は、各項目について、「A：高く評価できる、B：概ね評価できる、C：評価できる、D：あまり評価できない、E：評価できない」の 5 段階評価を行い、60 点満点で採点します。

審査委員全員の採点結果を集計・平均し、36 点未満の事業は採択しないものとします。最も平均点の高い事業から優先順位を付け、審査委員の協議により、採択事業を選定します。

(4) 事業の採択・不採択通知

審査結果をもとに、市長が事業の採択・不採択を決定します。

選定された団体に対して採択通知を送付するとともに、協働提案事業補助金の交付決定を行います。

選定されなかった団体には、不採択通知を送付します。

(5) 事業実施に向けた協議

提案団体と市の担当部署の間で、改めて事業実施に向けた協議を重ねます。

必要な場合には、提案団体と市の役割分担を明確にするため、協定書等を締結します。

(6) 事業の実施とふりかえり

提案団体と市の担当部署が連携・協力して、事業を実施します。

事業の終了後は、協働提案事業チェックシートの6つの評価項目（事業内容、役割分担、情報共有、協働の成果、市民ニーズ、市民参加）に基づき、それぞれ4段階評価（A:適切であった、B:改善を要する、C:抜本的な見直しが必要、D:不適切であった）を実施します。

8. 協働提案事業 Q&A

Q1.なぜ、協働提案事業を実施する必要があるのですか？

A1. 少子高齢化が進み、地域の担い手の減少や税収減が見込まれる一方、市民のニーズが多様化し、行政単独で地域の課題解決を図ることは、今後ますます難しくなっていくことが予想されます。

一方、市民活動団体においては、行政が持たない柔軟な発想や独創的なアイデアを持っている場合があります。そのような資源（人材、財源等）を活かし、市民と行政が解決すべき課題を共有し、連携・協力しながら課題の解決に当たる必要があることから、協働提案事業を実施するものです。

Q2.提案団体には、どのようなメリットがあるのですか？

A2. 市民活動団体が単独で実施するよりも、行政と協働で実施した方が、より効果が高い事業の実施が期待されます。また、さまざまな機会を通じて情報共有されるため、団体自体のPRに資するとともに、行政の担当課とのつながり、さらにはまだ活動に参加していない市民への訴求効果も期待できます。

Q3.市民活動団体補助金と協働提案事業補助金の違いはなんですか？

A3. 市民活動団体補助金は、市民活動団体が市の全域又は一部の地域において実施する、公共性及び公益性が高い事業に対して、市が財源面でサポートするものであり、実施主体は市民活動団体となります。

一方、協働提案事業では、市民と行政が解決すべき課題を共有し、連携・協力しながら解決に当たるものであり、市民活動団体と行政が適切な役割分担のもと、事業を実施します。

企画・立案段階から市民と行政が情報を共有しながら、協議を重ねて実施するものであり、市民活動団体補助金とは性質が異なります。

Q4.市民活動団体補助金と協働提案事業補助金の両方について交付を受けることはできますか？

A4. それぞれの補助金は、他の助成制度等に基づき補助を受けている事業は補助対象とならないこととなっています。異なる事業を申請して、それぞれ補助金の交付を受けることは可能です。

Q5.どんな事業を提案できるのですか？

A5. 地域における課題を解決したいという市民活動団体の想いとアイデアを活かし、行政と協働で実施するものであることから、特定の分野に限るものではありません。必ずしも新規事業である必要はなく、既存の事業に関連する事業を市民活動団体独自の発想で展開したものでも構いません。

ただし、「行政提案型」については、行政が解決を目指す行政課題について、市民活動団体のノウハウや手法を活かしながら協働で実施するものであるため、行政側からテーマを提示します。

Q6.提案すれば、すべて実施できるのですか？

A6. 提案された事業がすべて実施されるわけではありません。予算の範囲内で、補助金が交付され、実施されることになります。

また、協働は「手段」であって「目的」ではないため、協働で実施するよりも、行政単独又は市民活動団体単独で実施した方がより効果が見込める場合は、必ずしも協働で実施する必要がないと判断されることになります。

Q7.市民活動団体又は市が直接実施した方が早いのではないですか？

A7. 提案事業については、担当課との協議を重ねて実施にまで至るため、一定の時間と手続きが必要となります。

しかしながら、市民活動団体と行政の担当課が課題を共有し、解決を目指して事業の実施からふりかえりまでを進めるため、そのプロセス自体が「協働のまちづくり」の推進に資するものとなります。

Q8.協働提案事業を利用しなければ、市に提案できないのですか？

A8. 協働提案事業については、協働提案事業補助金の交付を伴うため、公開プレゼンテーションなどの審査過程を置いています。

補助金の交付を伴わない事業については、随時提案することができますので、「市民活動支援のための窓口」にご相談ください。

Q9.どうすれば協働提案事業に採択されるような企画書やプレゼンテーションをすることができますか？

A9. 市では、市民活動団体がスムーズに協働提案事業を提案できるよう、隔年で「協働提案事業サポート講座」を開催しています。また、以前の協働提案事業のふりかえり結果なども随時公表していますので、参考にしてください。まずは、「市民活動支援のための窓口」までご相談ください。